

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票

この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

登録の区分	住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第2項第一号から第三号までに掲げる住宅の種別に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則(平成12年建設省令第20号)第9条第一号から第三号までに定める区分
登録番号	関東地方整備局長 第17号
登録の有効期間	令和3年12月25日から令和8年12月24日
氏名又は名称	株式会社 高良GUT
代表者の氏名	代表取締役 首藤 憶良
主たる事務所の住所	東京都千代田区神田三崎町三丁目2番15号 ORIENT BLD. No.68 GUARANTEE21 6階 電話番号 03-6265-6428
実施する住宅性能評価の種類	設計住宅性能評価 (新築住宅) 建設住宅性能評価 (新築住宅及び既存住宅)
住宅性能評価を行う住宅の種類	戸建て住宅においては延床面積1,000平米以内、 共同住宅においては延床面積10,000平米以内とする
住宅性能評価を行う区域	埼玉県、千葉県、東京都及び 神奈川県全域
確認を行う住宅の種類	戸建て住宅においては延床面積1,000平米以内、 共同住宅においては延床面積10,000平米以内とする
確認を行う区域	埼玉県、千葉県、東京都及び 神奈川県全域